

補助要綱の改正点

1 乗務員の資格等について（第9条第1項第1号関係）

UDタクシーに配置する乗務員について、交付申請時にユニバーサルドライバー研修修了者等であることを条件としていますが、国において交付申請時にUD研修の受講者数が足りない場合の新たな取扱いを開始したことを踏まえて、実績報告書提出時に当該研修修了者等であることと読み替えて運用します。